

カーボンフットプリント制度試行事業Ⅰ 意見公募結果報告書

報告日	2011年9月20日				
意見公募実施期間	2011年8月2日 ~ 2011年8月8日				
PCR原案受付番号	PDE-100				
製品の属する分類	建築用断熱材				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1		PCR内容全般	引用規格、用語および定義等にそれなりの製品特有の記載があるものの、CFP算定にあたっての具体的な投入物・排出物、プロセス等の記載がなく、PCRとしては、不十分ではないか。	広範囲PCR程度の内容だが、かえって書き換えてしまって不具合があるようだ。各段階での具体的な投入物・排出物、プロセス(試算結果をもとに)について列挙し、注意点を解説することが望ましい。	御意見により内容を見直し、修正しました。
2	1	適用範囲	「建築用断熱材」は、「建築物」の資材のひとつであり、「中間財」なのではないか。	「建築物」が最終製品ではないか。	御意見により内容を見直した結果、建築用断熱材は、店舗販売と材工販売の2通りの販売ルートがあるため、最終消費財と中間財に対応したPCRへ修正しました。
3	1		建築用断熱材とは全ての建築物を対象にしているのか？もし戸建のみを対象にしているなら、その様に記載した方がよいと思う。	No.3の引用PCRに「戸建標準計算方法」の評価方法や付属書G参考計算根拠など、戸建ての記述のみがあるため。	「建築用断熱材」は、建築用の断熱材であるため戸建や建築物での違いはありません。そのため、全ての建築物を対象にしています。付属書Gでは、消費者へのわかりやすいPRを考え、身近な戸建を例としました。
4	2-1	製品の属する分類説明	対象製品を定義し、現時点の絞り込んだ対象品として「セルローズファイバー断熱材」と限定しているが、無機繊維系断熱材(ロックウール原綿、グラスウール原綿)と区別する明確な理由が見当たらない。以降の各項にも定義、規定がない。	対象を当面ある程度絞り込んでという考え方は分かるが、少しでも広く「吹込み用繊維質断熱材」の範疇でPCRを作成するべきである。	御意見により内容を見直し、修正しました。
5	2-1 附属書A	製品の属する分類説明	附属書Aに対象製品一覧として規定しているが、現時点での対象製品の位置づけを明確にする必要がある。	附属書Aの中で、現時点での対象製品と対象製品外を明記したほうがよい。	御意見により内容を見直し、修正しました。対象製品外はありません。
6	2-1 附属書A	製品の属する分類説明	多種の断熱材製品がある中で、吹込み用セルローズファイバー断熱材に限定しているにも関わらず、「建築用断熱材製品」という名称にするには無理がある。PCRの内容からも対象範囲の拡大は十分可能と考えられる。	名称だけ広い範囲として、実態は狭い範囲というのは、本来の趣旨ではないと思う。	御意見により内容を見直し、修正しました。
7	3	引用規格およびPCR	「容器包装のPCR」を引用すべきである。	該当製品は、ポリ重袋、紙重袋等で供給される場合がほとんどではないか	・PA-BB 【改訂版】紙製容器包装(中間財) ・PA-BC 【改訂版】プラスチック製容器包装 ・PA-BD 【改訂版】金属製容器包装(中間財) ・PA-BE 【改訂版】ガラス製容器包装(中間財) を3 引用規格およびPCR に追加しました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
8	3	引用規格およびPCR	JISを列挙していますが、PCRとして本当に必要なものだけに絞るべき。		IBEC「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」にある「なお、断熱材の品質は、JISの制定のあるものは、すべてこの規格に適合したもので、なるべくJISマーク表示品とする。」を参照しました。また、断熱用語、JIS A 0202:2008 を追加しました。
9	3 11-1	引用規格およびPCR データ収集範囲に含まれるプロセス	CASBEE新築-戸建とCASBEE戸建-新築と記載されているが、統一した方が良いのでは？	(財)建築環境・省エネルギー機構のCASBEEホームページによると、CASBEE新築とCASBEEすまい(戸建)と分かれているので、2種に分ける方が妥当かと思う。	御意見により内容を見直し、修正しました。
10	3. 注記 6-6 【廃棄物の取扱いに関する規定】	その他	注記に「建築業界でのライフサイクルCO2はCASBEEが唯一の正式な評価法であるため、このPCRではこの評価対象に準ずる」とあるが、CFP制度ではCFPのルールに準じていなければ論外なので、この文言は削除すべき。	業界の評価方法は、その業界内で使われるべきでは。CFPIはCFPのルールで算定しなければならない。6-6項について「CASBEEで評価対象外のため、算定対象としない」は、理由にならないと考える。	御意見により内容を見直し、修正しました。
11	4② 9-1①	用語および定義 データ収集範囲に含まれるプロセス	「最終消費財」を定義しているが、以降の各項に規定がない 9-1①の規定との関連性も不明 この定義は不要ではないか。		御意見により内容を見直した結果、必要と判断し、PCR原案5-2・6-1・13-1・13-2・附属書B1へそれぞれ追記しました。
12	5-2	ライフサイクル段階	中間財と位置づけられるので、全ライフサイクル段階が対象とはならないのではないか。		御意見により内容を見直し、修正しました。
13	7-6	その他	【複数の生産サイトにおいて生産を行っている場合の特例】は、原材料調達段階ではなく、8項の生産段階に記載することではないか。		御意見により内容を見直し、修正しました。
14	8-1 10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「なお、リサイクルに係るプロセスは対象としない」とわざわざ断ると「リサイクルの準備処理まで対象としない・・・」との誤解を生むので、「リサイクルの準備プロセスまで」とはっきり書くか、削除すべき。		御意見により内容を見直し、修正しました。 「なお、リサイクルに係るプロセスは対象としない。」を削除しました。
15	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	(原案でいう)「ユーティリティ以外の投入量」は、原材料調達段階で計上したほうがよい。	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい	御意見により内容を見直し、修正しました。
16	9-1①	データ収集範囲に含まれるプロセス	「なお～考慮しない」は、何の規定なのか不明である。	「最終消費者」とは？ そもそも「吹込み用繊維質断熱材」を消費者が購入する場合は相当程度あるのか。	御意見により内容を見直し、修正しました。
17	11-1注記	データ収集範囲に含まれるプロセス	「なお、廃棄物等の～対象としない」とあるが、その理由が「注記」の内容では除外する理由になっていない。 注記を削除して、かつ除外せず、考慮せねばならない。		御意見により内容を見直し、修正しました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
18	附属書A		対象製品となっている「インシュレーションボード」は既にPA-CC-01に含まれていますので、整理が必要では？		ご意見に従い対象から外しました。
19	附属書B		生産段階は、「建築物の建設プロセス」になるのではないか。		「建築物の建設プロセス」は、断熱材の施工に当たりますので、使用・維持管理段階での「施工」としました。
20	附属書D		積載率の設定は、明らかに高すぎではないか。	シナリオによる算定で過小評価に陥らないようにしなければならぬ。	御意見により内容を見直した結果、シナリオを再検討し、積載率を見直しました。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに關係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上